

第1回葛飾区地域公共交通会議

日時： 令和5年2月14日（火）午前10時から
会場： 葛飾区男女平等推進センター 多目的ホール

次 第

- 1 開会
- 2 委嘱
- 3 委員紹介
- 4 地域公共交通会議について
- 5 葛飾区地域公共交通会議設置要綱及び公開要領
- 6 報告事項
葛飾区の地域公共交通の充実に向けた取組について
- 7 その他
- 8 閉会

<配付資料>

- 資料1 葛飾区地域公共交通会議委員名簿
- 資料2 地域公共交通会議について
- 資料3 葛飾区地域公共交通会議設置要綱
- 資料4 葛飾区地域公共交通会議の公開に関する取扱要領
- 資料5 葛飾区の現状について
- 資料6 葛飾区公共交通網整備方針 概要版
- 資料7 葛飾区内バス路線図
- 資料8 葛飾区の地域公共交通の充実に向けた取組について

葛飾区地域公共交通会議委員名簿

(敬称略)

No.	委員	所属	氏名
1	葛飾区長又は その指名する者	政策経営部長	吉本 浩章
2		地域振興部長	長谷川 豊
3		福祉部長	新井 洋之
4		都市整備部長	吉田 眞
5		交通・都市施設担当部長	杉本 一富
6		街づくり担当部長	泉山 省吾
7	一般乗合旅客自動車 運送事業者	東京都交通局自動車部計画課長	若田 瑞穂
8		京成バス株式会社営業部長	三浦 裕樹
9		京成タウンバス株式会社常務取締役	福本 健二
10		東武バスセントラル株式会社運輸統括部 副部長	深津 光市
11		日立自動車交通株式会社営業企画部長	關田 和弘
12		マイスカイ交通株式会社管理部長	山中 孝二
13	一般乗用旅客自動車 運送事業者	実用興業株式会社代表取締役	坂本 篤史
14	一般旅客自動車運送 事業者が組織する団 体	一般社団法人東京バス協会乗合業務部長	米澤 暁裕
15		一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会 業務部長	小池 毅
16	葛飾区民又は公共交 通機関の利用者の代 表	葛飾区自治町会連合会副会長	堀越 克夫
17		葛飾区高齢者クラブ連合会会長	細谷 五郎
18		NPO法人葛飾アクティブ・COM理事	太田 敬
19		葛飾区肢体不自由児者父母の会会長	住谷 道子
20	国土交通省関東運輸 局東京運輸支局長又 はその指名する者	国土交通省関東運輸局東京運輸支局 首席運輸企画専門官（輸送）	清家 裕之
21	一般旅客自動車運送 事業者の事業用自動 車の運転者が組織す る団体	東京都交通運輸産業労働組合協議会 バス部会事務長	佐藤 尚宣
22		東京都交通運輸産業労働組合協議会 ハイタク部会事務長	久我 恒夫
23	区長以外の道路管理 者	国土交通省関東地方整備局 東京国道事務所交通対策課建設専門官	池田 勝彦
24		東京都建設局第五建設事務所管理課長	島川 光司
25		葛飾区都市整備部道路管理課長	倉地 儀雄
26	交通管理者	警視庁交通部交通規制課管理官（調査担当）	藤平 忠晴
27		警視庁葛飾警察署交通課長	石川 大造
28		警視庁亀有警察署交通課長	藤原 陽平
29	学識経験者	日本大学理工学部交通システム工学科教授	轟 朝幸

地域公共交通会議とは・・・

葛飾区では、『葛飾区公共交通網整備方針』（令和元年5月策定）に基づき、わかりやすく・利用しやすい公共交通網を目指して様々な施策を実施しています。

施策の推進や区内公共交通のよりよい将来について、様々な関係者の広い視野をもって検討・意見交換するため、地域公共交通会議を設置します。



どのような内容話し合うのか

地域公共交通会議で話し合っていたきたい内容（議事）は、以下の2種類です。

協議事項 = 議決を要するもの（葛飾区地域公共交通会議設置要綱第2条に規定する協議事項）

- ・ 地域公共交通会議で協議が整った場合（議決し賛成が過半数の場合）に、道路運送法等の特例が受けられる事柄があります。

<例>

バスの運賃設定、車両のバリアフリー適用除外
バス路線の新設・休廃止等の手続き期間短縮 など

- ・ これらの議決を要する内容を協議事項とします。



報告事項 = 協議事項に関連して報告を行うもの、その他情報共有し意見交換を行うもの

- ・ 協議事項に関連のある取組や、協議事項となる可能性のある取組等について情報共有します。
- ・ そのほか、情報共有が必要な事柄に関して意見交換を行います。

葛飾区地域公共交通会議設置要綱

4 葛都交第 269 号
令和 5 年 1 月 10 日
区 長 決 裁

(設置)

第 1 条 地域における需要に応じた、住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、道路運送法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 75 号）第 9 条の 2 に規定する地域公共交通会議として、葛飾区地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第 2 条 交通会議は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な旅客運送の態様、運賃・料金等に関する事項
- (2) 循環バス等の運行計画及び事業の管理に関する事項
- (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(交通会議の委員)

第 3 条 交通会議の委員は、葛飾区長（以下「区長」という。）又はその指名する者及び別表に掲げる関係機関、団体等に属する者又は同表に掲げる職にある者から区長が委嘱するものをもって組織する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 交通会議に会長及び副会長を各 1 名置き、委員の互選により選任された者をもって充てる。

- 2 会長は、交通会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(交通会議の運営)

第 6 条 交通会議は、会長が招集する。

- 2 交通会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 交通会議の議事の議決方法は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長が決するところによる。
- 4 やむを得ない理由のため交通会議に出席できない委員は、同一の団体又は機関に属する者を代理人として出席させ、合議及び表決を委任することができる。
- 5 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者に対して交通会議への出席を求めて意

見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(交通会議の書面開催)

第7条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由のため委員の招集が困難であると会長が認める場合は、委員からの意見の聴取及び賛否の意向の確認を書面の郵送又は持ち回りにより行い、委員の過半数からの書面による回答が得られた際に、その結果をもって交通会議の議決に代えることができる。

2 書面開催時の議事の議決方法は、前条第3項の規定に準じ、書面による回答のあった委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長が決するところによる。

(協議結果の取扱い)

第8条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(会議の公開)

第9条 交通会議は公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、会議を非公開とすることができる。

(1) 会議において取り扱う情報が、葛飾区情報公開条例(平成4年葛飾区条例第30号)第9条各号のいずれかに該当するとき。

(2) 前号のほか、交通会議が必要と認めるとき。

2 交通会議の非公開の決定方法、公開の方法その他会議の公開に関し必要な事項は、都市整備部長が別に定める。

(事務局)

第10条 交通会議の事務局を都市整備部交通政策課に置く。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項(第9条第2項に規定する事項を除く。)は、会長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年1月10日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第4条本文の規定にかかわらず、令和7年3月31日までとする。

別表（第3条関係）

委 員	一般乗合旅客自動車運送事業者
	一般乗用旅客自動車運送事業者
	一般旅客自動車運送事業者が組織する団体
	葛飾区民又は公共交通機関の利用者の代表
	国土交通省関東運輸局東京運輸支局長又はその指名する者
	一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
	区長以外の道路管理者
	交通管理者
	学識経験者

備考 この表に掲げるもののほか、区長が必要と認めるものにおいても、別途委員として委嘱することができる。

葛飾区地域公共交通会議の公開に関する取扱要領

4 葛都交第 276 号
令和 5 年 1 月 17 日
都市整備部長決裁

(趣旨)

第 1 条 この要領は、葛飾区地域公共交通会議設置要綱（令和 5 年 1 月 10 日付け 4 葛都交第 269 号区長決裁。以下「要綱」という。）第 9 条第 2 項の規定に基づき、葛飾区地域公共交通会議（以下「会議」という。）の公開に関し必要な事項を定めるものとする

(公開方法)

第 2 条 会議は、原則として傍聴できるものとし、会議開催後、会議の開催日時及び場所、議題、協議の概要、合意事項等を記載した議事概要を公開するものとする。

2 やむを得ない理由のために傍聴を中止する場合や、書面による開催となった場合は、前項の議事概要の公開をもって会議を公開したものとする。

(非公開の決定方法)

第 3 条 会長は、要綱第 9 条第 1 項各号のいずれかに該当すると認めるとき又は委員からその旨の指摘があったときは、会議に諮り、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

(会議傍聴の周知)

第 4 条 会議の開催に当たっては、「広報かつしか」に掲載する等の方法により、傍聴ができる旨を周知するものとする。

(傍聴者の定員)

第 5 条 傍聴者の定員は、会場を考慮した上で、会議ごとに会長が定めるものとする。

(傍聴者の決定)

第 6 条 傍聴者の決定は、原則として会議開始時刻の 15 分前までに傍聴を申し込んだ者のうちから先着順で行うものとする。

2 会議開始時刻の 15 分前の時点で傍聴者が定員に満たない場合は、会議開始時刻まで先着順で傍聴者を決定することができる。

3 会議開会時において傍聴者が定員に満たない場合は、会議の妨げにならない範囲内で、会議開会後に先着順で傍聴者を追加して決定することができる。

(傍聴証の交付等)

第 7 条 傍聴者は、傍聴証の交付を受けなければならない。

2 傍聴者が入場しようとする場合は、傍聴証を着用しなければならない。

3 傍聴者が傍聴を終え退場しようとするときは、傍聴証を返還しなければならない。

(傍聴席への入場を禁止される者)

第 8 条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席への入場を禁止する。

(1) 凶器その他人に危害を加える恐れのある物を携帯している者

- (2) はり紙、ビラ、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯している者
- (3) はち巻、腕章、たすきの類を着用又は携帯している者
- (4) 拡声器、無線機、ラジオの類を携帯している者
- (5) 酒気を帯びていると認められる者
- (6) その他会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼす恐れがあると認められる者

(傍聴者の遵守事項)

第9条 傍聴者は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (3) 騒ぎ立てないこと。
- (4) 携帯電話等の無線機器を使用しないこと。
- (5) その他議場の秩序を乱し、または会議の妨害となるような行為をしないこと。

(撮影、録音等の禁止)

第10条 傍聴者は、傍聴席において撮影又は録音をしてはならない。ただし、あらかじめ会長の許可を得た場合はこの限りでない。

(係員の指示)

第11条 傍聴者は、係員の指示に従わなければならない。

(傍聴者の退場)

第12条 傍聴者は、次に掲げる場合は、速やかに退場しなければならない。

- (1) 会長が非公開を宣言し、傍聴者の退場を命じたとき。
- (2) 傍聴者がこの要領の規定に違反しているとして、会長が退場を命じたとき。

2 前項第2号の規定により、退場を命じられた者は、当日再び傍聴席に入ることはできない。

(その他)

第13条 この要領に定めのない事項で、会議の公開に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

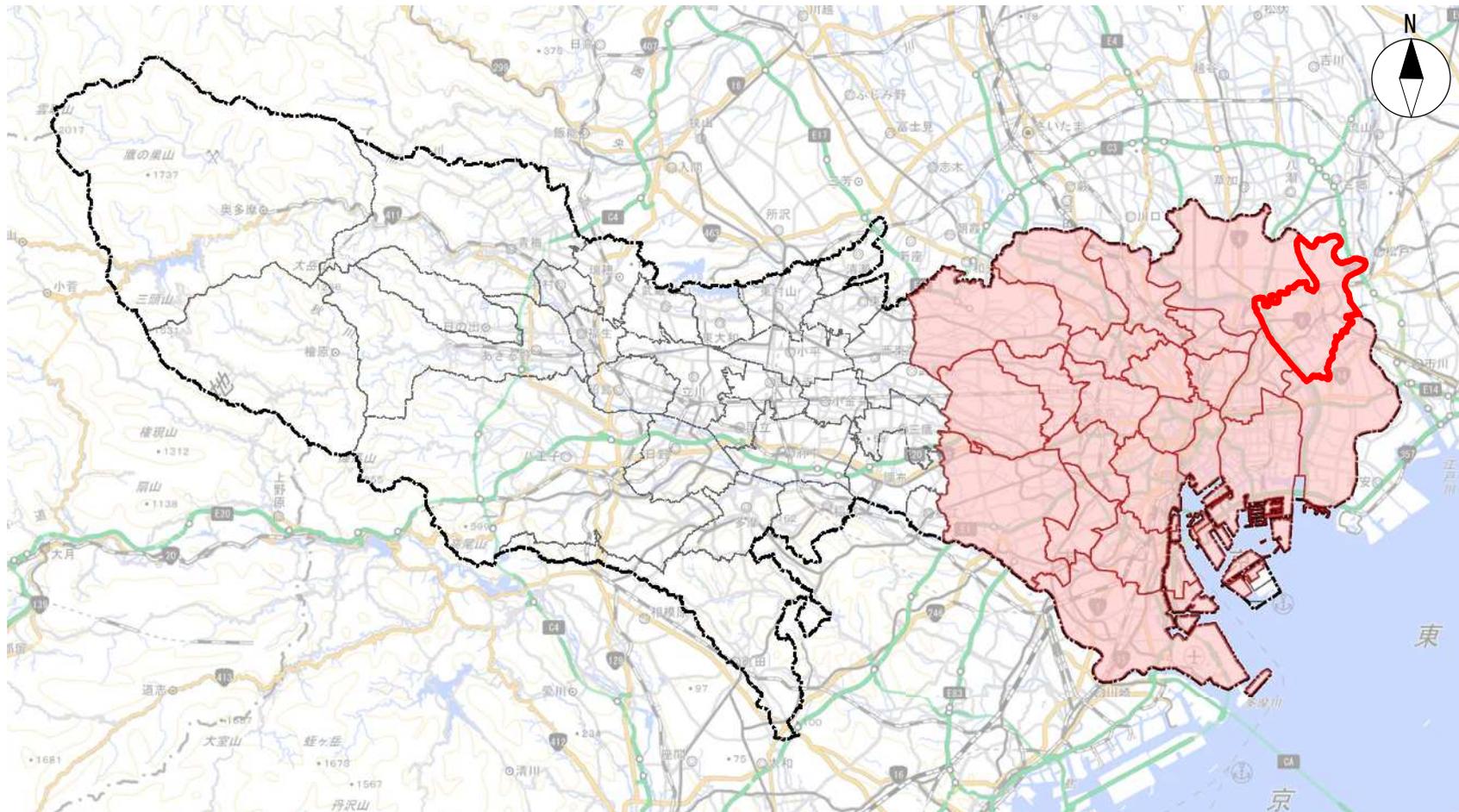
この要領は、令和5年1月17日から施行する。

葛飾区の現状について

1. 葛飾区の紹介

- 東京都及び特別区の北東端に位置し、東は江戸川を境に千葉県（松戸市）、西は足立区、南は江戸川区・墨田区、北は大場川を境に埼玉県（八潮市・三郷市）に接する。
- 総面積： 34.80km²（特別区の中では7番目の広さ）
- 標高： 概ね平坦で北から南西に緩やかに傾斜している。
- 人口等： 464,313人、総世帯数244,002世帯（住民基本台帳 令和4年12月1日現在）

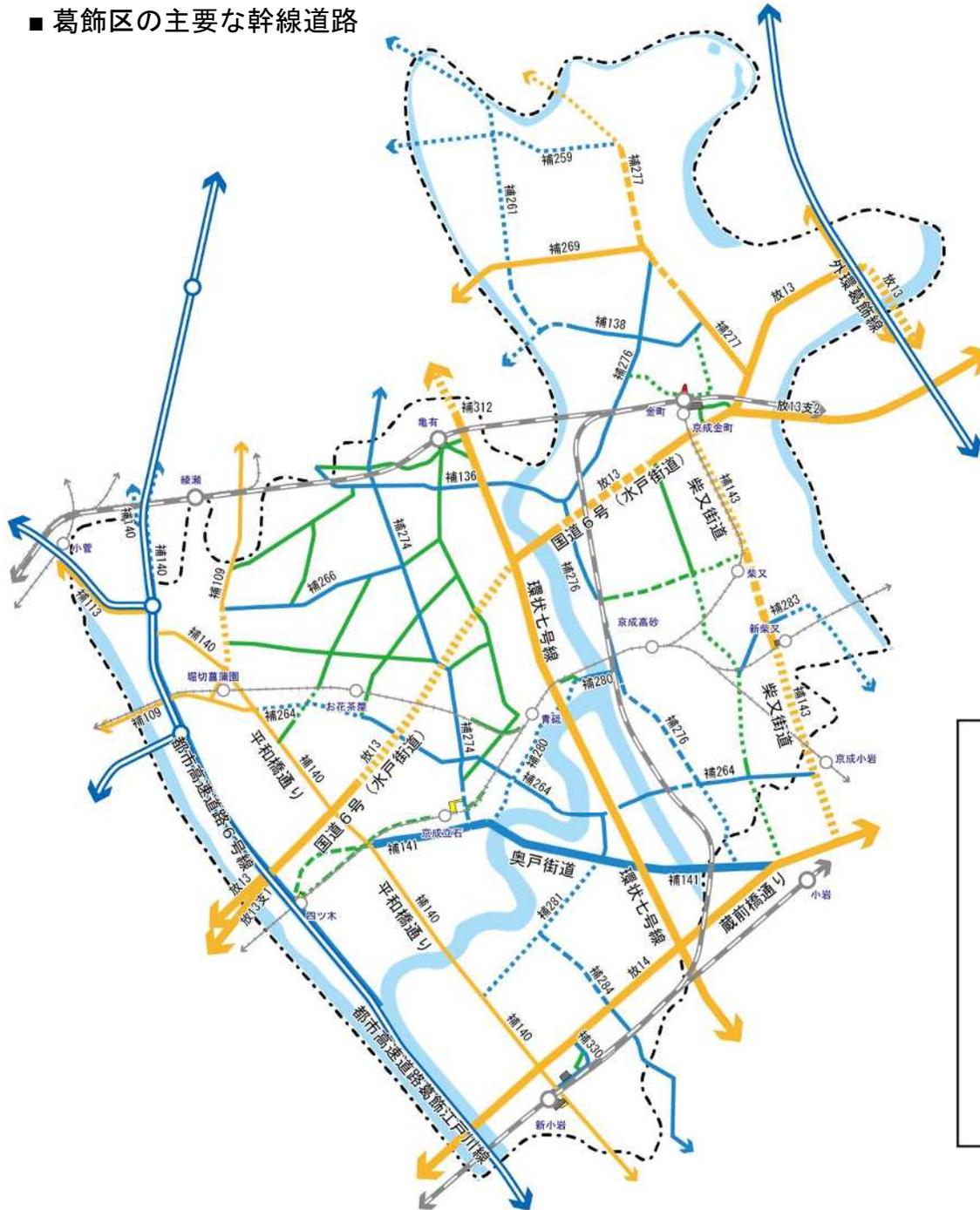
■ 葛飾区の位置



出典：「国土数値情報（行政区域データ）」（国土交通省）

2. 葛飾区の道路の状況

■ 葛飾区の主要な幹線道路

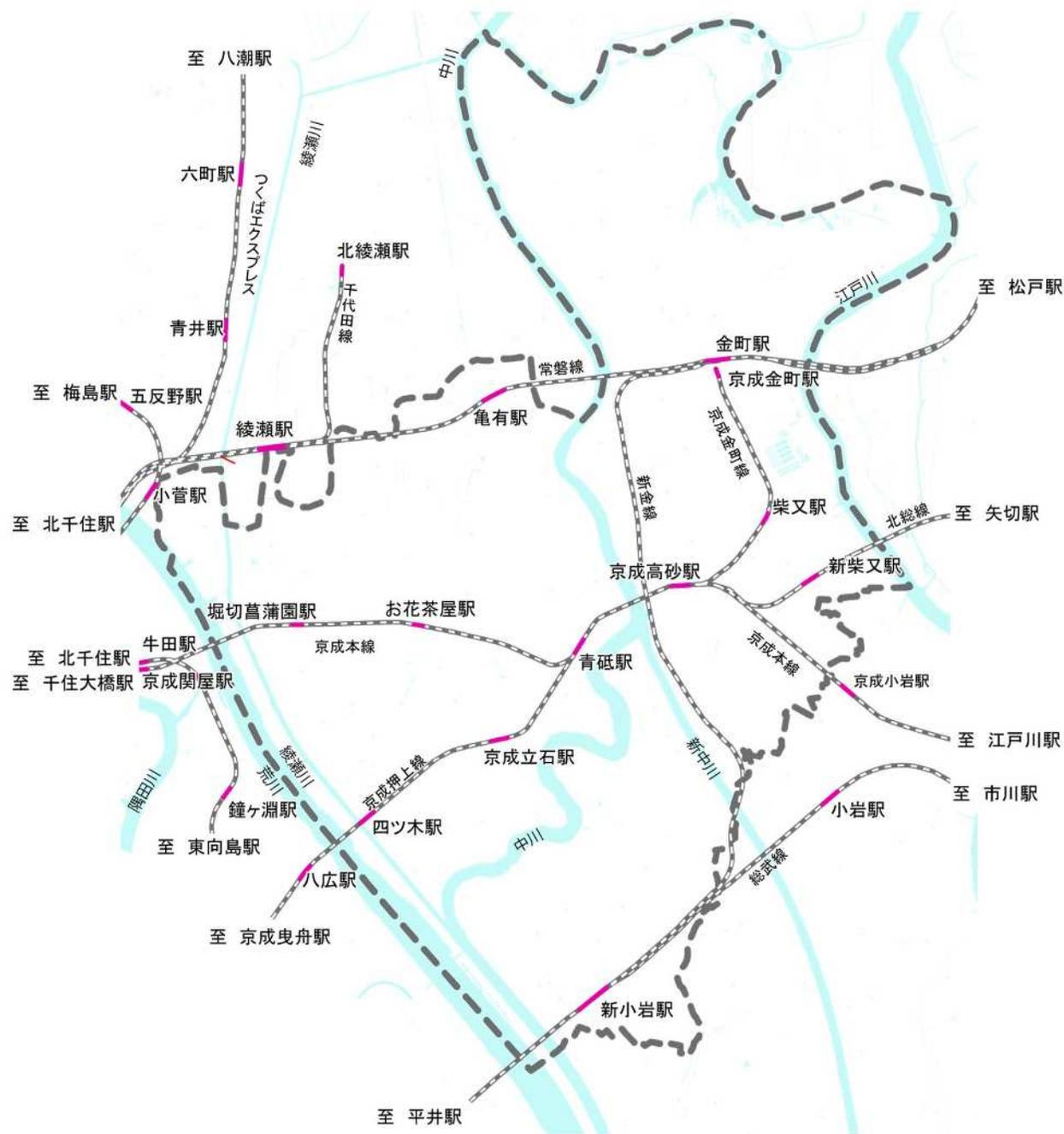


凡 例	
主要幹線道路	<ul style="list-style-type: none"> — 完成 - - - 事業中 ⋯ 計画路線
地域幹線道路	<ul style="list-style-type: none"> — 完成 - - - 事業中 ⋯ 計画路線
生活幹線道路	<ul style="list-style-type: none"> — 完成 - - - 事業中 ⋯ 計画路線
高速道路	<ul style="list-style-type: none"> ↔
駅前広場	<ul style="list-style-type: none"> ■ 完成 ■ 事業中 ■ 計画
JR	↔
私鉄	↔

3. 葛飾区の鉄道の状況（既存の鉄道）

- 葛飾区には、鉄道の旅客線がJR常磐線、JR総武線、京成本線、京成押上線、京成金町線、北総線の6路線（12駅）あり、多くは都心から千葉県方面に延びている。また、貨物線のJR新金線がある。

■ 既存鉄道のネットワーク



鉄道路線	区内駅
JR常磐線	亀有駅、金町駅
JR総武線	新小岩駅
京成本線	堀切菖蒲園駅、お花茶屋駅、青砥駅、京成高砂駅
京成押上線	四ツ木駅、京成立石駅、青砥駅
京成金町線	京成高砂駅、柴又駅、京成金町駅
北総線	京成高砂駅、新柴又駅
JR新金線	—

3. 葛飾区の鉄道の状況（検討している鉄道）

● 現在、葛飾区では新しい鉄道ネットワークとして、4路線の検討を進めている。

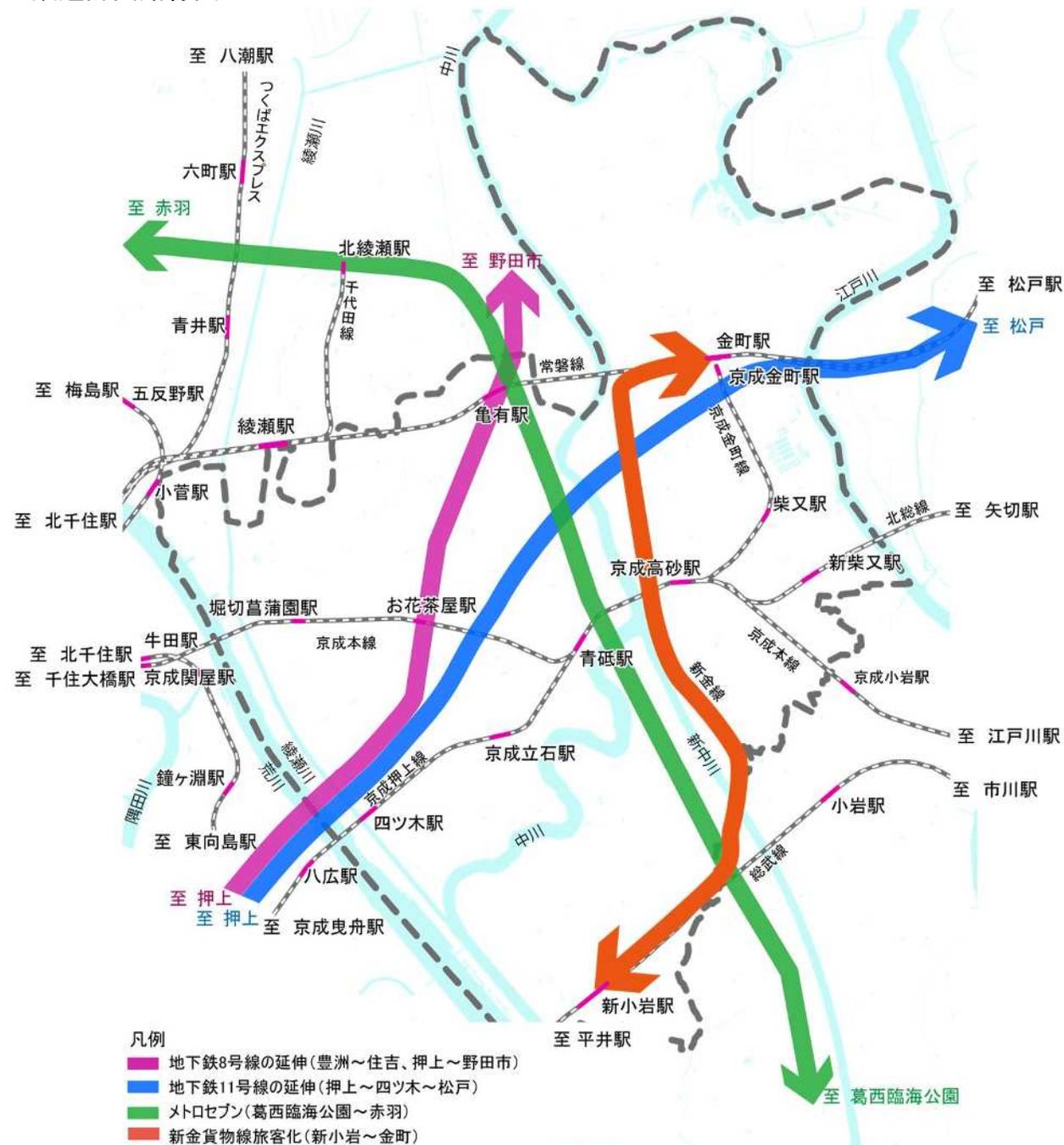
①地下鉄8号線（豊洲－住吉、押上－四ツ木－亀有－野田市）の延伸

②地下鉄11号線（押上－四ツ木－松戸）の延伸

③環七高速鉄道（メトロセブン）の新設（葛西臨海公園－亀有－赤羽）

④新金線の旅客化（新小岩駅－金町駅）

■ 鉄道計画路線図



4. 葛飾区のバスの状況

- 葛飾区の路線バスは、6社のバス事業者により、約60路線が運行されている。
- 通常の路線バスのほか、亀有駅と羽田空港を結ぶ高速バスや亀有駅と東京ディズニーリゾートを結ぶ急行バスも運行。
- また、綾瀬駅と小菅一丁目地域をワゴン車で循環する地域乗合タクシー「さくら」が運行されている。

■ 葛飾区内バス路線図



バス路線凡例	
—	都営バス
—	京成バス(株)
—	京成タウンバス(株)
—	東武バスセントラル(株)
—	日立自動車交通(株)
—	マイスカイ交通(株)

葛飾区地域公共交通の 充実に向けた取組について

①運行経緯と運行概要

運行経緯

わかりやすく・利用しやすい公共交通網の実現を目指して取り組んでいる、循環バス路線等の検討の一環として、区とバス事業者の協働により、細田循環バスを令和3年2月より運行している。

運行目的

東新小岩・奥戸・細田・鎌倉地域と新小岩駅周辺を結び、区民の移動のさらなる利便性向上を図る。

運行概要

系統名	細02系統（細田循環バス）
運行日	全日運行（平日、土休日）
運行時間 ・ 運行便数	平日 新小岩駅東北広場発 6時台～20時台 （外回り12便・内回り16便） 土休日 新小岩駅東北広場発 6時台～19時台 （外回り12便） ※運行便数は、入出庫便を除く
運賃	現金・ICとも大人220円、小人110円 シルバーパス・各種割引の利用可
運行期間	令和3年2月22日～令和6年3月（約3年間） ※運行期間中は、利用状況により運行内容の見直しを行い、令和6年4月以降の継続運行についても、利用状況を踏まえ検討
事業者	京成バス、京成タウンバスの共同運行
区の支援	運賃収入と運行経費の差分を補助

運行ルート



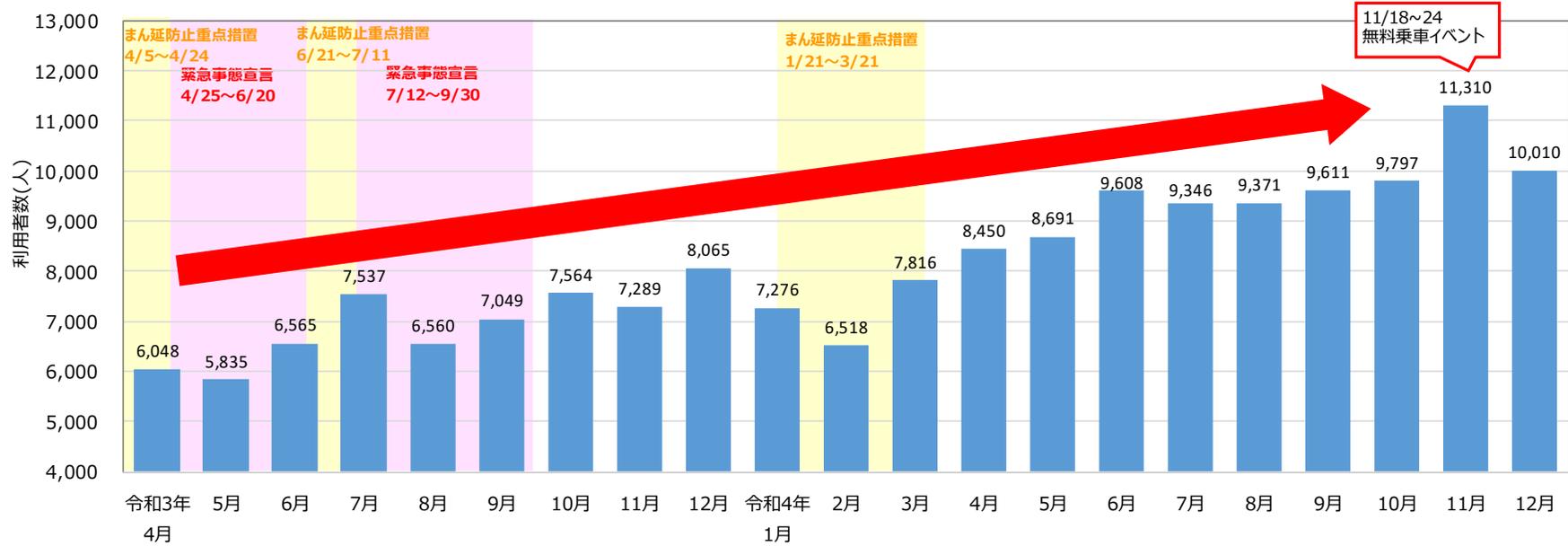
細田循環バス写真 (中型車両)

1. 細田循環バス

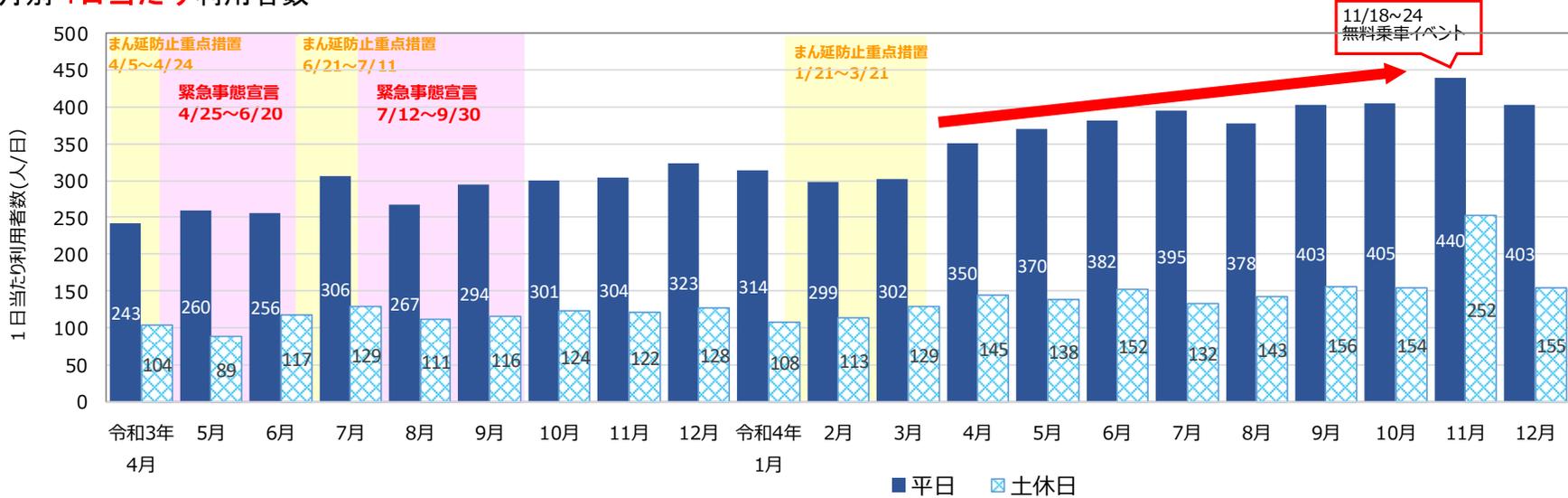
②利用者数

● 利用者数は全体的に増加傾向にあり、平日の利用者数が令和4年4月以降大きく伸びが見られる。

■ 月間利用者数



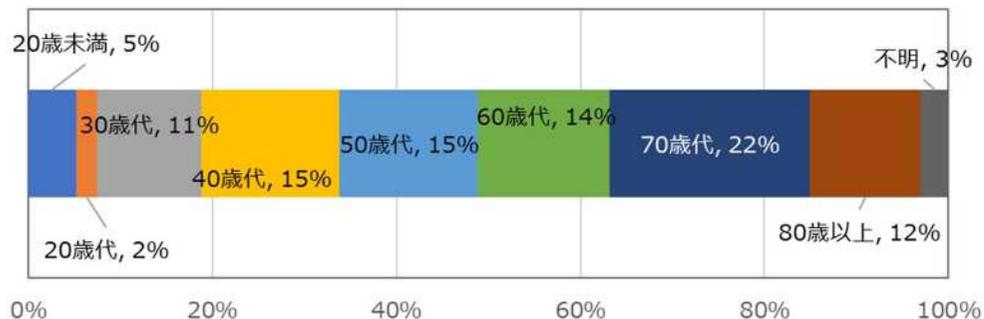
■ 月別1日当たり利用者数



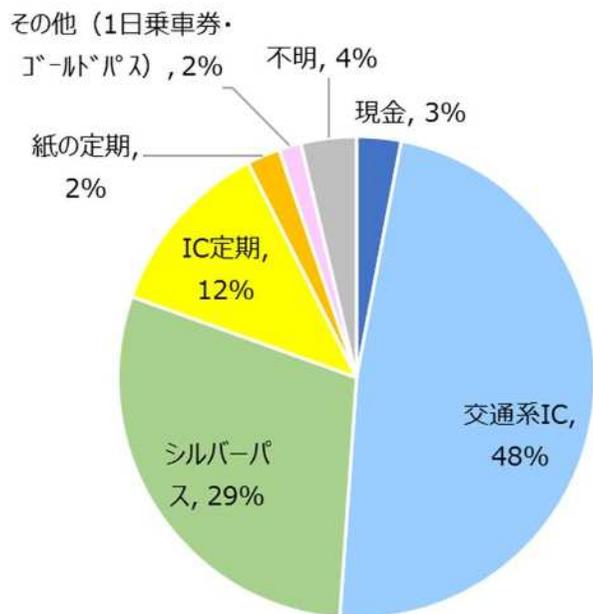
1. 細田循環バス

③利用状況（令和3年度利用者アンケート結果）

■ 年齢層（n=133）



■ 運賃支払方法（n=133）



※細田循環バス利用者アンケートより
 (令和3年10月8日(金)・9日(土)・10日(日)実施 回答数133)

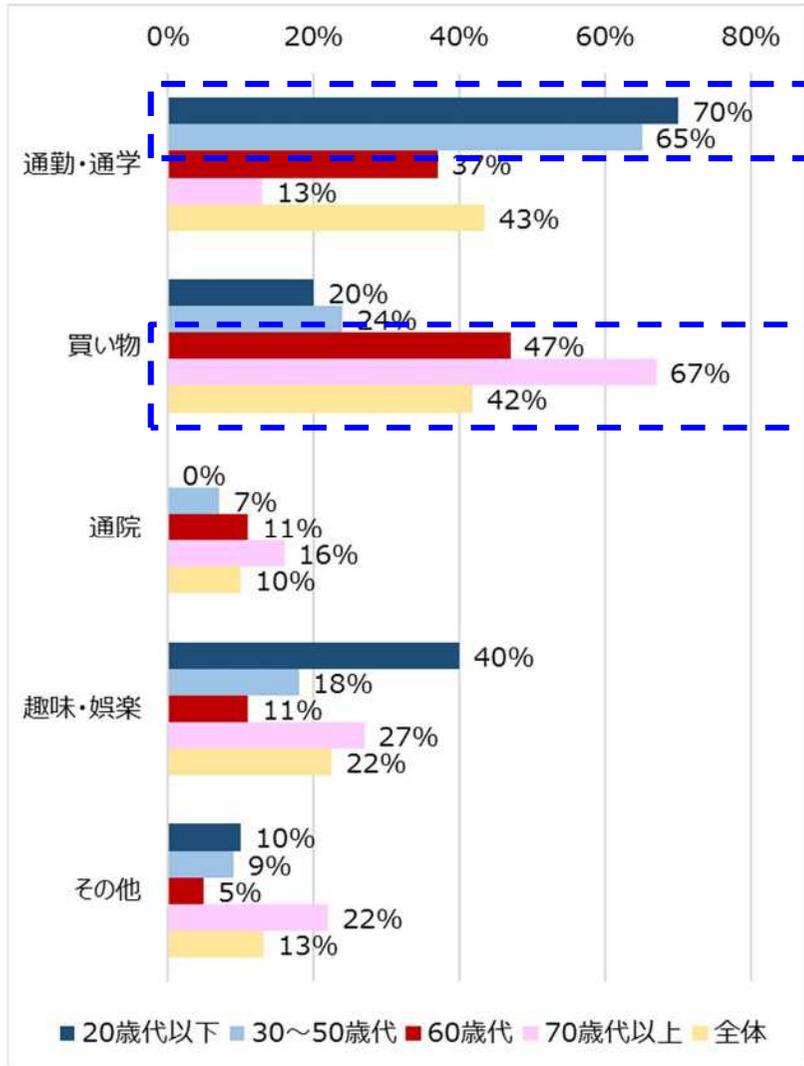
■ 回答者の居住地（n=101）



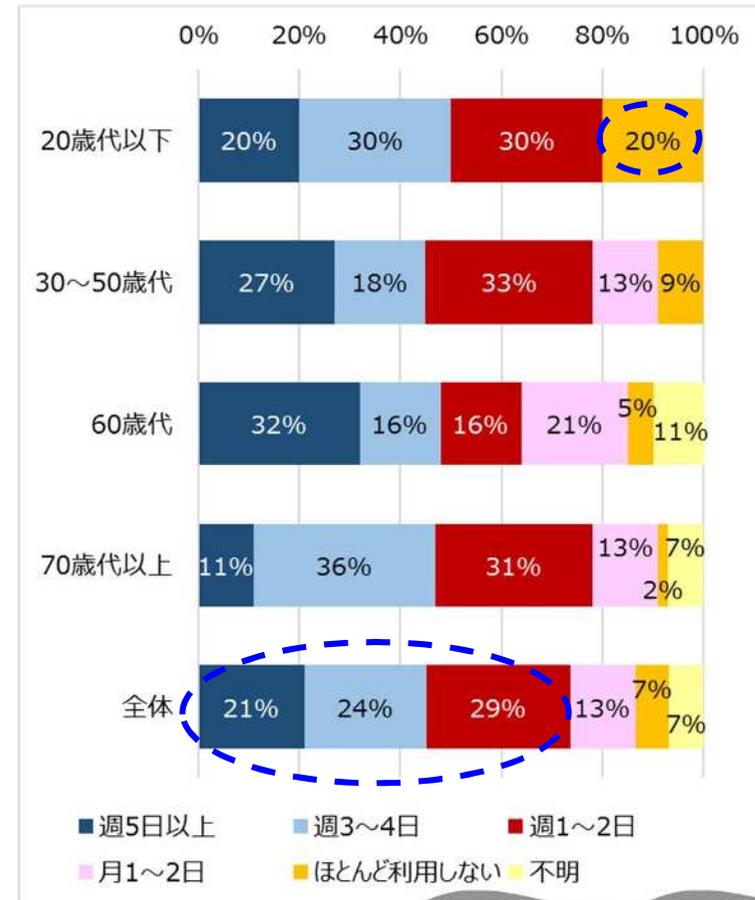
Sources: Esri, HERE, Garmin, Intermap, increment P Corp., GEBCO, USGS, FAO, NPS, NRCAN, GeBCO, IGN, Radarsat, NL, Ordnance Survey, Esri Japan, METI, Esri China (Hong Kong), Swire, DeLorme, Mapbox, and the GIS User Community

- 年代別の利用目的は、50歳代以下は通勤・通学利用が多く、60歳代以上は買い物利用が多い。
- 年代別の利用頻度は、全体としては週1日以上の利用が7割以上になるが、20歳代以下ではほとんど利用しないが約2割を占める。

■ 年代別利用目的



■ 年代別利用頻度



令和4年度調査(11月20日(日)・
24日(木)実施)は現在集計中

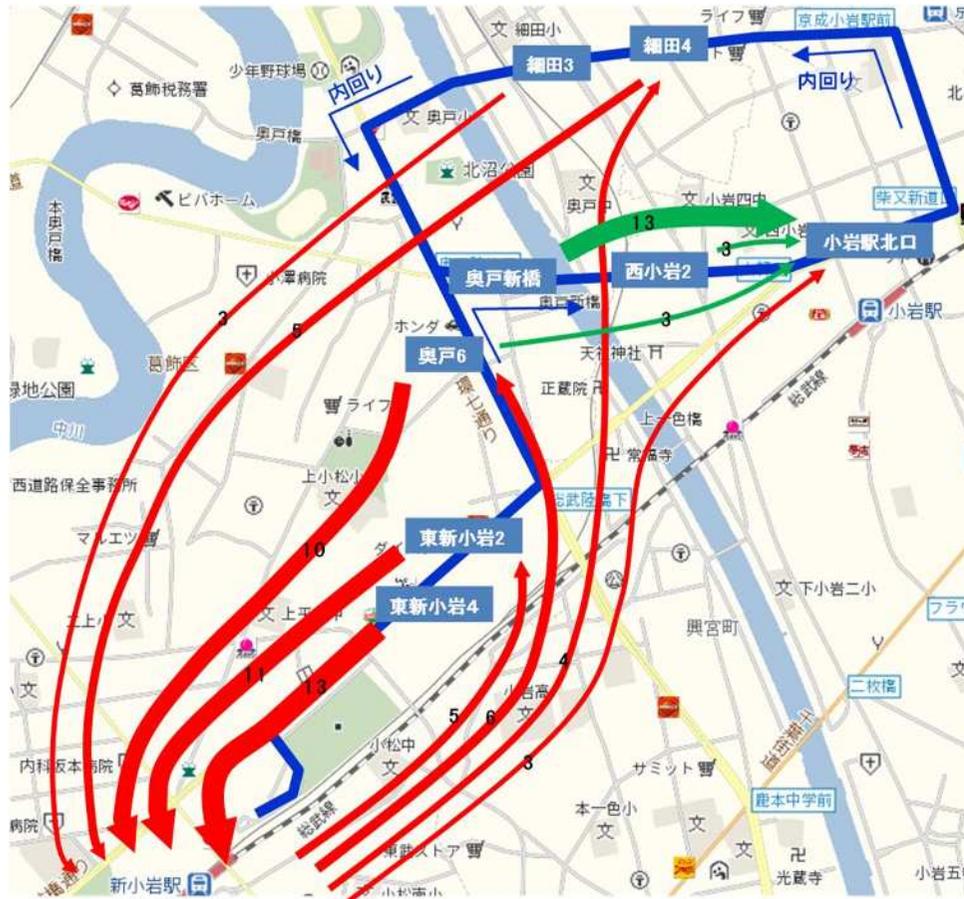
※細田循環バス利用者アンケートより
(令和3年10月8日(金)・9日(土)・10日(日)実施 回答数133)

1. 細田循環バス

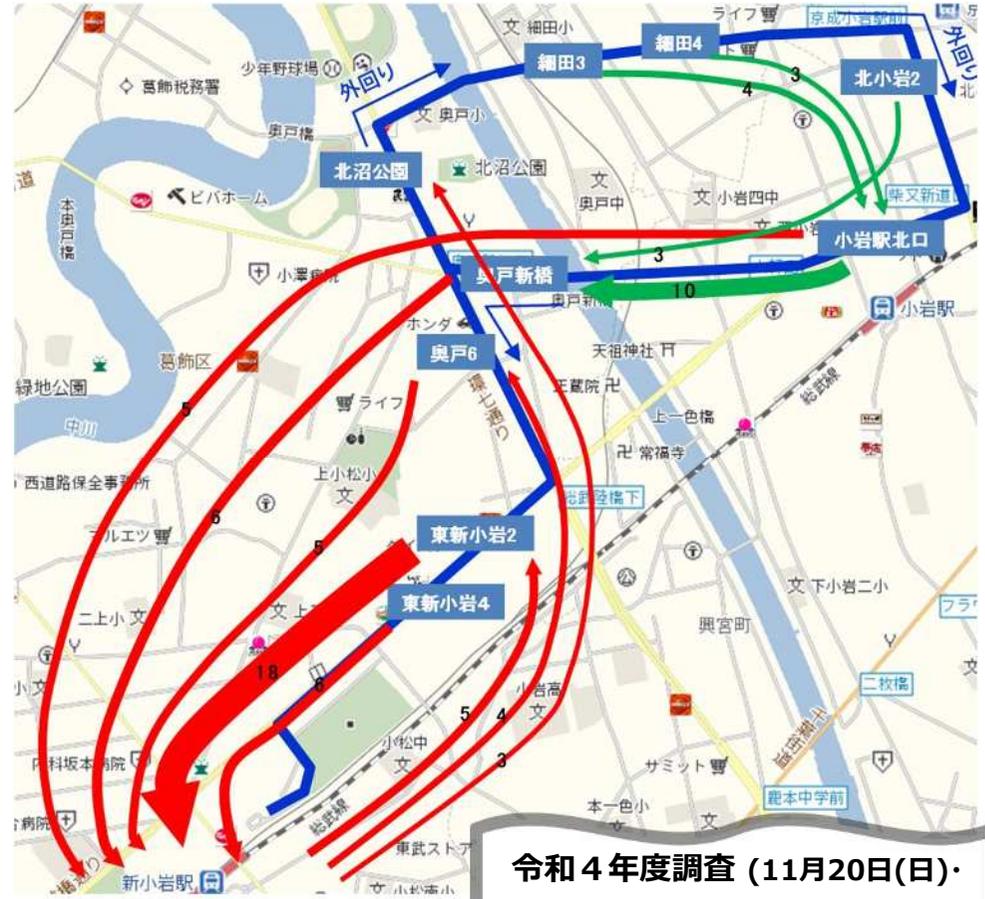
- 奥戸・東新小岩地域から新小岩駅に向かう利用が多い。(従前、これらの地域から新小岩駅に向かうバス路線が乏しかった。)
- 既存バス路線と重複する利用として、奥戸新橋～小岩駅北口、細田地域から小岩駅北口へ向かう利用がある。
- 細田地域から新小岩駅へ向かう利用も一定数見られる。

■ 乗降バス停の状況

令和3年10月8日(金) 内回り



令和3年10月8日(金) 外回り



← 新小岩駅発着関連
← 上記以外
← 細田循環バスルート

※細田循環バス乗降調査(令和3年10月8日(金)・9日(土)・10日(日)実施)より
 単位: 人/日 3人以上のデータ(乗車・降車ペア)を表示

令和4年度調査(11月20日(日)・24日(木)実施)は現在集計中

④無料乗車イベントについて

概要

目的	細田循環バスの利用拡大に向けた、認知度の向上と需要喚起
実施期間	<p>令和4年</p> <p>11月18日(金)：外回り・内回り</p> <p>11月19日(土)：外回り・内回り(臨時ダイヤ)</p> <p>11月20日(日)：外回り・内回り(臨時ダイヤ)</p> <p>11月21日(月)：外回り・内回り</p> <p>11月22日(火)：外回り・内回り</p> <p>11月23日(水・祝)：外回り</p> <p>11月24日(木)：外回り・内回り</p> <p style="text-align: right;">計7日間</p> <p>※かつしかフードフェスタが開催された11月19日・20日は、内回りを臨時ダイヤで運行した。</p>
運賃	無料
その他	無料イベントの効果を検証するため、乗降調査、利用者アンケートを実施

バスに乗ろう!

細田循環バス 無料乗車デー

2022年 11/18(金)~ 11/24(木)

細田循環バス内回り・外回り全ての区間を無料でご乗車いただけます

バスに乗って参加しよう!

かつしか 2022 開催 フードフェスタ

開催日 2022年11月19日(土)、11月20日(日)
 時間 午前10時から午後4時まで
 会場 新小岩公園
 葛飾区史上最大のグルメイベント
 各店自慢の“豪華グルメ”を、思う存分お楽しみいただけます。フードフェスタの後は、忘れられないあの味を各店舗まで堪能ください。
 公式アプリ「かつしか実行委員会事務局」TEL:03-38-98-9899

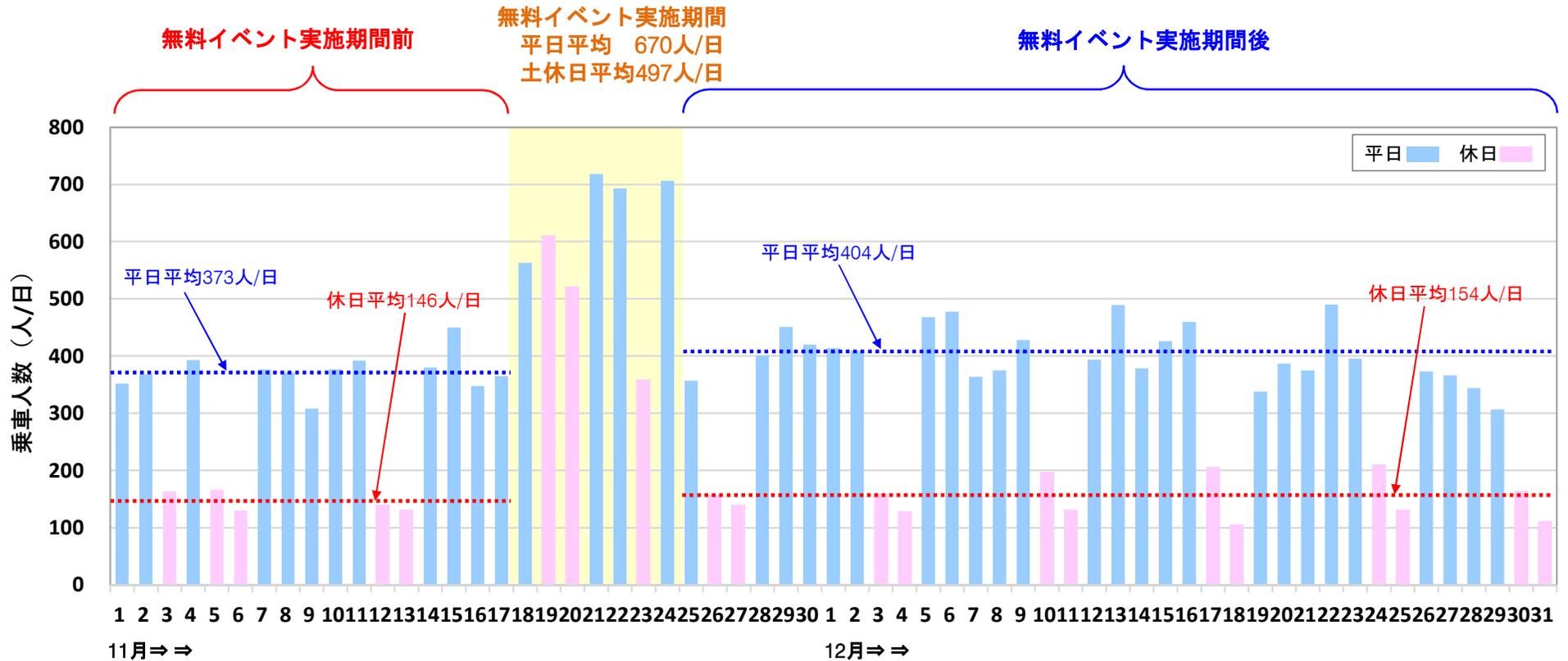
各バス停の案内図はこちら

運行経路図

バス利用専用駐輪場 (サイクル&バスライド)

- イベント期間中は通常時と比べ、約 2 倍の乗車が見られた。
- イベント前の乗車人数に比べ、イベント後の乗車人数の方が多くなっている。

■ イベント期間前後の利用状況



⑤現状と今後の検討

現状と課題

細田循環バスは、東新小岩・奥戸・細田・鎌倉地域から新小岩方面へのアクセス性を高め、区民の利便性向上を目的とする取組であり、区の広域的な拠点である新小岩駅周辺の活性化にも資するものである。

利用者数は徐々に増加しており、無料乗車イベント後にも伸びが見られる

東新小岩・奥戸地域～新小岩駅の移動需要を取り込めている一方、細田・鎌倉地域と新小岩方面を移動する利用者を中心により一層の利用増が期待される。

令和6年3月31日まで運行予定

今後の検討

認知度向上・利用促進策の検討、実施

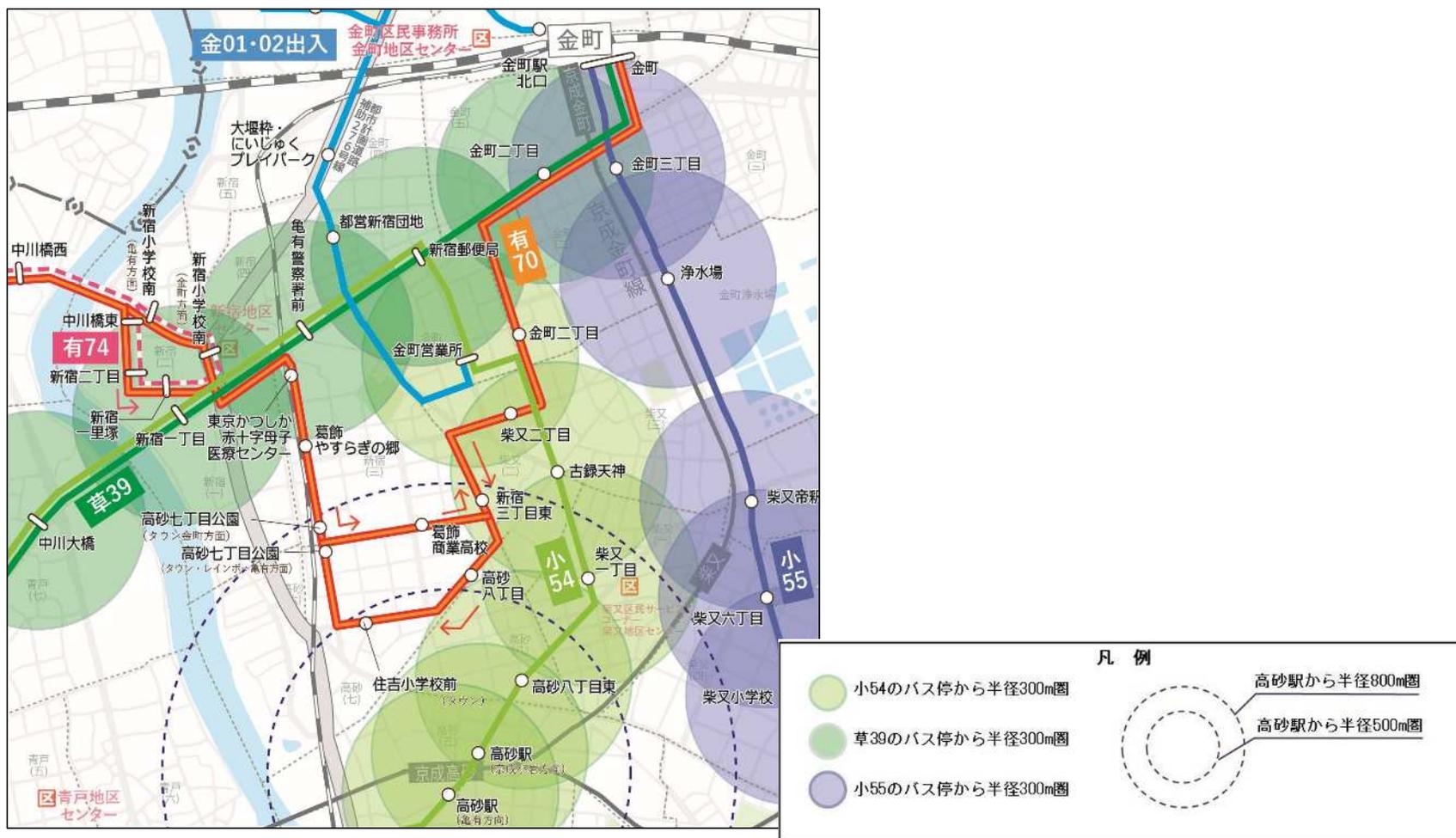
令和6年4月以降の運行継続の考え方の整理

① 検討経緯

検討経緯

高砂駅北側地域においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、令和3年3月に亀有駅と金町駅を結ぶ「有71系統」が運休して以降、当地域をカバーするバス路線が「有70系統」（片道4本/日、平日のみ）のみとなり、交通利便性が低下している。

そのため、地域の意向や実態に即した交通手段の検討を行うため、令和3年度に地域ヒアリングや等地域住民を対象としたアンケートを実施し、その結果をもとに、地域の公共交通について検討を進めている。



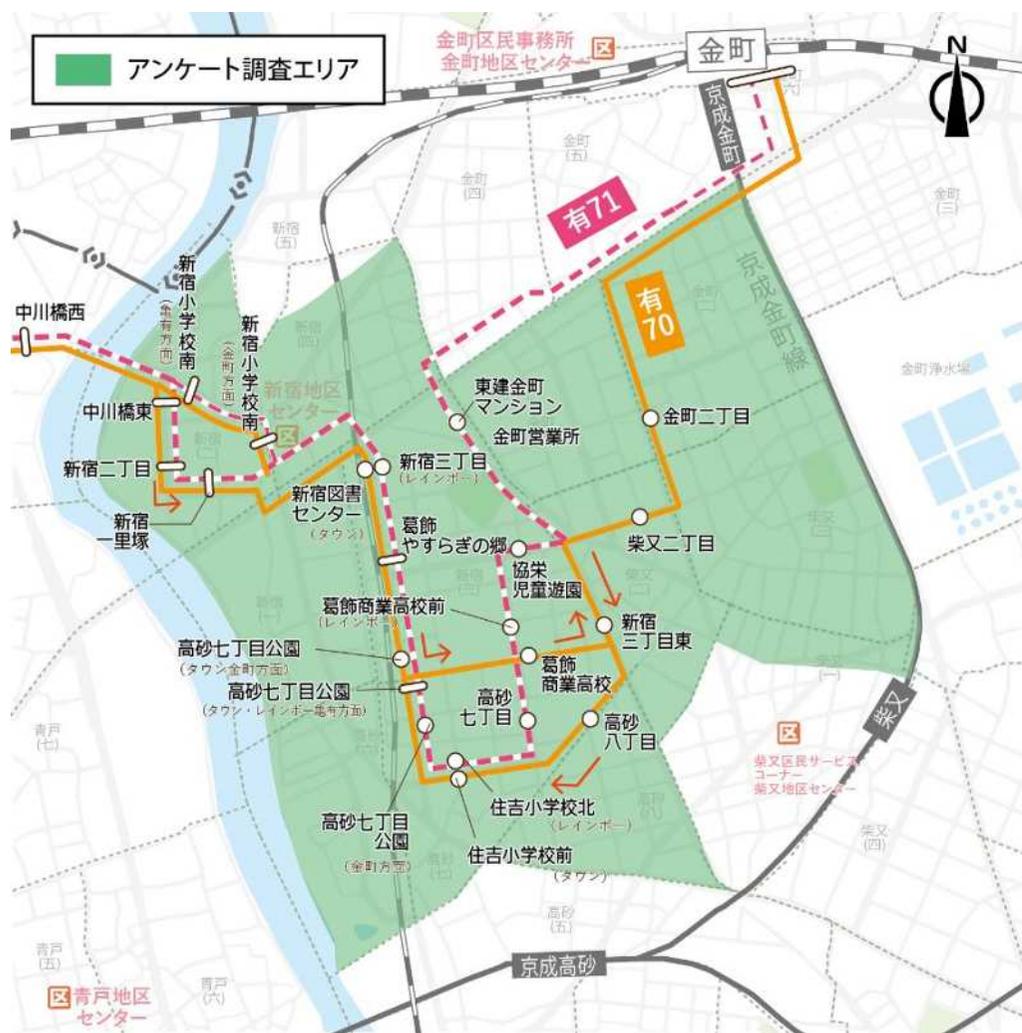
②令和3年度のアンケートの概要

実施期間

令和3年12月21日～令和4年1月12日

調査方式

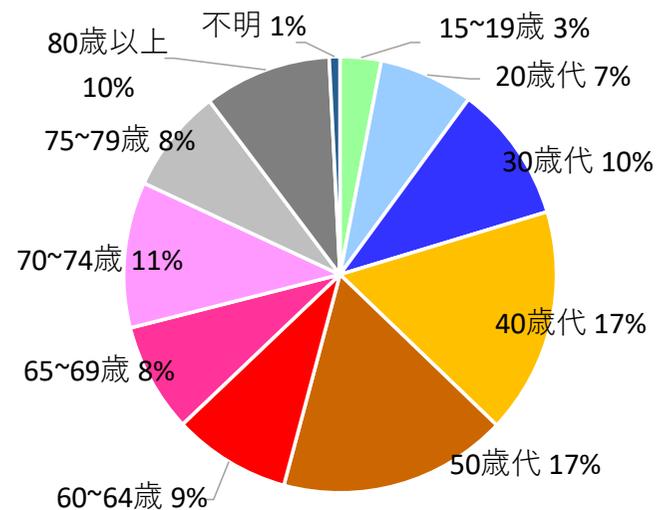
金町一・二丁目、柴又二・三丁目、高砂六～八丁目、新宿一～四丁目に住む15歳以上の沿線地域住民3000名を無作為抽出し、郵送配布
郵送・webにより回答



回答数

978枚 (回収率32%)

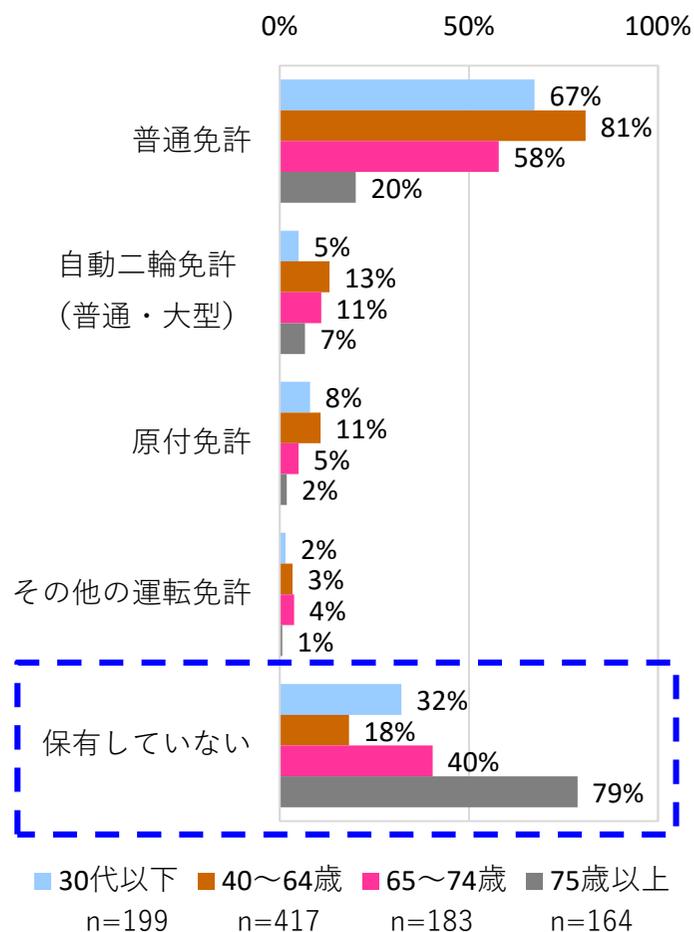
■回答者の年齢構成 (n=978)



2. 高砂駅北側地域における新たな公共交通の検討

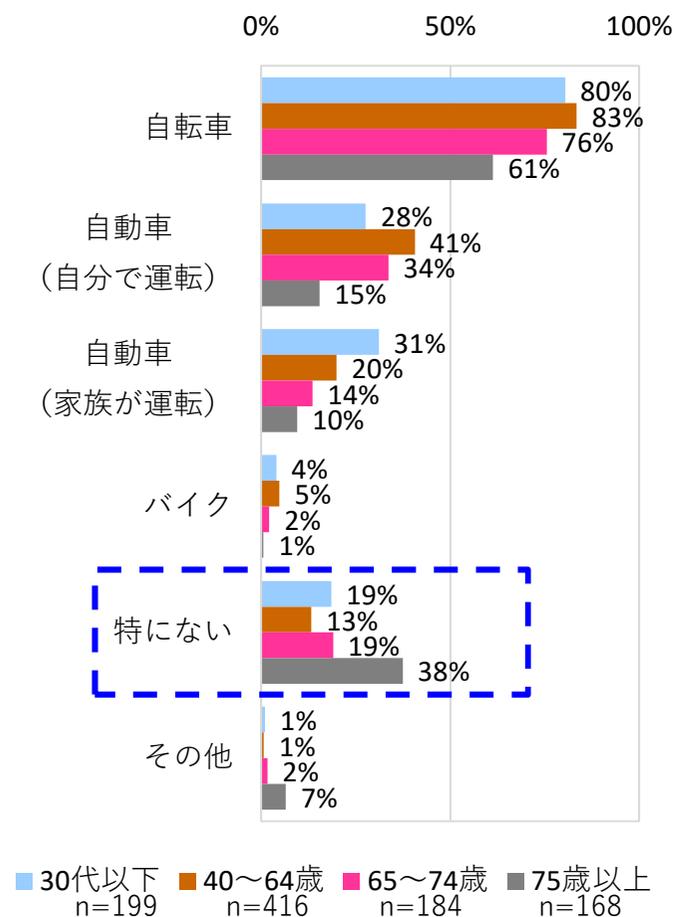
- 75歳以上の免許保有者は非常に少ない。
- 年齢が高くなるにつれ自由に利用できる乗り物は減り、75歳以上では「特にない」が約4割になる。

■年齢階層別保有免許の種類 (n=963)



※複数回答可

■年齢階層別自由に利用できる乗り物 (n=967)

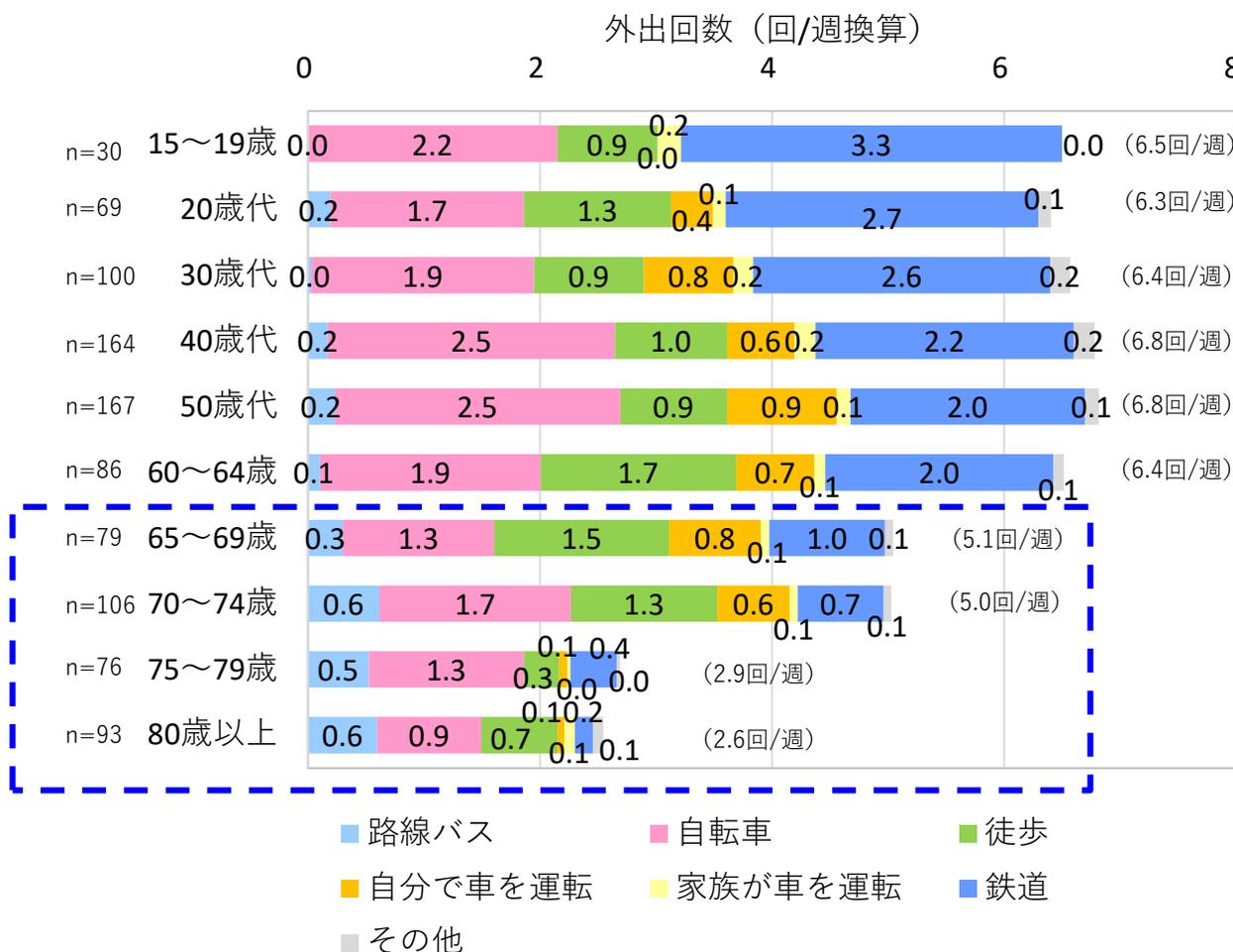


※複数回答可

2. 高砂駅北側地域における新たな公共交通の検討

- 年齢があがるにつれて外出回数は減少する一方で、路線バスでの外出回数は増える傾向にある。
- 75歳以上になると自分で車を運転することがほとんどなくなり、自転車、徒歩での外出回数も74歳以下とくらべると半分程度まで減少する。

■年齢別の移動手段別平均外出回数



※外出頻度の回答から
 週5日→5回
 週3-4日→3.5回
 週1-2→1.5回
 月数日→0.5回
 として週当たりの移動回数を換算

③令和3年度の沿線地域ヒアリングで出た意見（抜粋）

主な意見

- ・高齢者が利用しやすいバスが必要
- ・小さな車両でバス利用者にとって便利な路線が必要
- ・自分のニーズに合ったルートがあれば利用する可能性はある
- ・バスへの要望は高齢者がほとんどのため、高齢者のニーズに合わせたルート、便数、値段であれば需要が見込まれる
- ・呼べば来てくれて、好きな場所で降りられるようなバスがあると便利（但し、当日予約は不安）
- ・高齢者などは日中買い物などでバスを利用するため、日中の時間帯のバス本数を増やすことも必要
- ・バス停の位置や次の便の運行時間がわかるものがあると使いやすい
- ・バスの乗り継ぎ検索なども、電車と同様に調べられる手段があったらなおよい

③ 今後の課題と検討

現状と課題

高砂駅北側地域では、日常的に金町駅、高砂駅および周辺へのアクセスが多い。

高砂駅北側地域では、最寄り駅への公共交通アクセスが乏しい

高齢者は自由に移動できる交通手段を持たない人も多い。

高齢になると免許返納などにより路線バス利用が増える。

幹線道路（都市計画道路補助276号線）の整備が進んでおり、整備完了後は新たなバス路線の開設も考えられる。

今後の検討

現状と課題を踏まえて、地域の公共交通について考えていく必要がある。

① 運行概要と運行経緯

運行概要

運行事業者	日立自動車交通株式会社
運行車両	トヨタハイエース（ワンボックスタイプ）
乗車定員	9名 ※車いす対応可
利用料金	大人200円（中学生以上） 子供100円（小学生） ※現金のみ。ICカード、シルバーパスの利用不可
運行本数	平日36便、土日祝日35便

運行経緯

平成8年4月 葛飾区小菅一丁目のバス路線が廃止

平成9年11月 『地域乗合タクシー（モデル事業）』運行開始

平成12年4月～ **本格運行開始**
※区が運行経費の半分を上限に補助

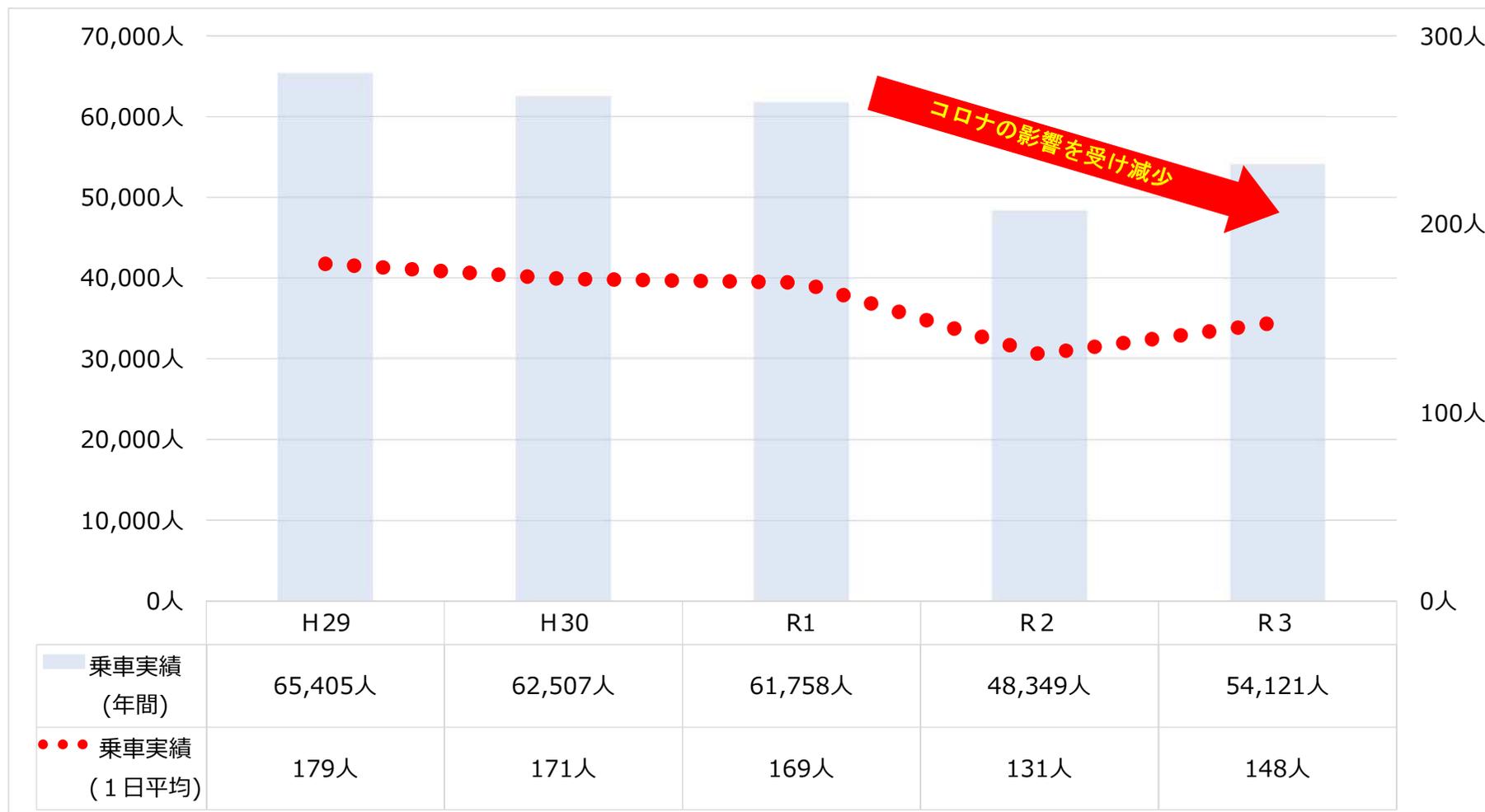


②利用状況と利用者数

利用状況

- 本格運行開始（平成12年）以降、1日平均170人前後の利用実績が続いていた
※車いすリフトの利用実績はなし
- 令和2年以降は新型コロナの影響を受け、利用者数が大幅に減少

利用者数（直近5年）



③ダイヤ改正の実施

令和4年7月15日、利用状況に合わせたダイヤ改正を実施

令和4年7月14日まで

現在 令和4年7月15日～

乗車定員	運行本数	停留所	料金
9人 ※車いすリフトあり	※車両4台 平日 47便 休日 38便	11箇所 (フリー降車)	(現金払のみ) 大人200円 子ども100円

乗車定員	運行本数	停留所	料金
9人 ※車いすリフトあり	※車両2台 (▲2台) 平日 36便 休日 35便	11箇所 (フリー降車)	(現金払のみ) 大人200円 子ども100円

時	平日	土休日
6	55	55
7	05 15 25 35 45 55	15 35 55
8	05 15 25 35 45 55	15 35 55
9	15 35 55	15 35 55
10	15 35 55	15 35 55
11	15 35 55	15 35 55
12	15 35 55	15 35 55
13	15 35 55	15 35 55
14	15 35 55	15 35 55
15	15 35 55	15 35 55
16	05 35 55	15 35 55
17	10 25 40 55	15 35 55
18	10 25 40 55	15 35 55
19	10 30	30
20		

47便

38便

時	平日 (新ダイヤ)	土休日 (新ダイヤ)
6	55	55
7	15 35 55	15 35 55
8	10 25 40 55	15 35 55
9	15 35	15 35
10	05 35 55	05 35 55
11	15 35 55	15 35 55
12	15 35	15 35
13	15 35 55	15 35 55
14	15 35 55	15 35 55
15	15 35	15 35
16	05 35 55	05 35 55
17	15 35 55	15 35 55
18	15 35 55	15 35 55
19	30	30
20		

36便 (平日▲11便)

35便 (土休日▲3便)

令和3年度：1便平均 3.37人乗車
 令和4年4月～7月14日：1便平均 3.56人乗車

令和4年7月15日～12月31日
 1便平均 4.05人乗車

④ 今後の課題と検討

① 運行車両

現在使用している車両2台は使用年数15年、走行距離は27万キロ、29万キロとなっており、車両の更新が必要

② 運賃

燃料費の高騰などにより、運行経費は増加傾向にあるものの、運行開始以来、運賃改定をしていない

※消費税増税時（H16：8%、R1:10%）の改定なし

現在は現金支払いのみのため、利用者の利便性を向上させるために、交通系ICカード等での支払いについての検討が必要

③ 利用者数

朝夕の利用状況に比べ、平日の日中利用者及び土休日の利用者数が少ない。

適正運賃・車両の入れ替えの検討

利用者数を増やすための策の検討

①地域主体交通とは

区では、バス路線を補う交通手段として、地域主体交通の導入を検討している。

地域主体交通

地域主体交通（地域住民の協力）

- 地域組織が主体的に地域住民の移動手段として自ら車両を運行する取組
 - ・高齢者を含む地域住民の外出支援
 - ・路線バスが入れない幅の狭い道路などでの運行を想定
 - ・運行する車両は、環境にやさしいグリーンスローモビリティやミニバンなどの運転しやすい小型車両を検討
 - ・持続していくための地域組織や運営体制、これに対する区の支援内容について検討

■グリーンスローモビリティ（車両イメージ）



出典：ヤマハ発動機HP（AR-07）



出典：タジモーターコーポレーションHP（nao-6J）

グリーンスローモビリティ（通称：グリスロ）：時速20km未満で公道を走ることができる電動車を利用した小さな移動サービスで、車両も含めた総称

②地域主体交通の導入検討

現在の検討状況

現在、東立石地区をモデル地区としてグリーンスローモビリティを用いた地域主体交通の導入検討を進めており、令和3年度にデモ走行を実施、令和4年度には運行主体となる「東立石グリスロ運営協議会」が設立された。



■デモ走行会の様子（令和3年11月）



■協議会勉強会の様子



交通量の少ない道路をグリーンスローモビリティで低速走行して、地域内の目的施設（店舗、医院、バス停、駅周辺など）の移動を検討中

③地域主体交通の事業概要（イメージ）

事業概要（イメージ）



支援

地域主体交通

車両の確保・貸出
運行費用の一部を補助

+

技術的な支援
(ルート検討、警察協議等)



補助内容

区内に営業路線を有するバス事業者が実施するバス利便施設整備（バス停上屋・ベンチ、バスロケーションシステム）に要する経費（3分の1※）を補助

参考：令和3年度実績（京成タウンバス：バスロケ表示機 8箇所、ベンチ2箇所）

バス停上屋（※上屋整備の補助限度額は100万円）



バスロケーションシステム



バス停ベンチ



サイクル & バスライド バス利用者用駐輪場

サイクル&バスライドとは：

バス停付近にバス利用者が利用できる自転車駐輪場を整備する取組で、現在バスを利用している方も、今までバス停が遠いためバスを利用しなかった方も、バスが利用しやすくなります。

バスをご利用の方はどなたでも駐輪できます

サイクル&バスライド
バス利用者用駐輪場
バスをご利用の方はどなたでも駐輪できます
※料金無料 ※登録不要

この看板が目印です

家からバス停まで自転車で楽々!

登録不要
料金無料

- | | | |
|--|--|---|
| <p>最寄りバス停
①「大場川水門」
駐輪場所在地：西水元4-6地先</p> <p>京成バス 金62</p> | <p>最寄りバス停
②「水元五丁目」
駐輪場所在地：東水元6-1地先</p> <p>京成バス 金61</p> | <p>最寄りバス停
③「水元小学校」
駐輪場所在地：東水元4-4-7
(小倉上可児里遊園内)</p> <p>京成バス 金61</p> |
| <p>最寄りバス停
④「葛飾車庫」
駐輪場所在地：西水元1-1地先(東武バス車庫内)</p> <p>東武バスセントラル 緑23 有25 有27</p> | <p>最寄りバス停
⑤「桜土手(水元公園)」
駐輪場所在地：東金町5-53地先</p> <p>東武バスセントラル 金50 金52 金54</p> | <p>最寄りバス停
⑥「亀有新道」「亀有新道入口」
駐輪場所在地：白鳥4-12地先</p> <p>京成バス 新小53 京成タウンバス 小54 新小52
都営バス 草39</p> |
| <p>最寄りバス停
⑦「奥戸運動場」
駐輪場所在地：奥戸7-19地先</p> <p>京成バス SS08 京成タウンバス 新小58</p> | <p>最寄りバス停
⑧「細田三丁目」
駐輪場所在地：細田1-16地先</p> <p>京成タウンバス 小54 京成バス 新小01
京成タウンバス 新小02</p> | <p>最寄りバス停
⑨「東新小岩四丁目」
駐輪場所在地：東新小岩2-7地先</p> <p>都営バス 新小20 新小29 京成バス 新小29-2 京成タウンバス 新小02</p> |
| <p>最寄りバス停
⑩「水元総合スポーツセンター」
駐輪場所在地：水元1-23-1</p> <p>東武バスセントラル 有36 緑37 京成バス 金62</p> | <p>令和4年度末（完成予定）</p> <p>最寄りバス停
⑪「青戸車庫」
駐輪場所在地：白鳥1-9地先</p> <p>都営バス 草39 錦37</p> | |

第1回 葛飾区地域公共交通会議 座席表

令和5年2月14日 葛飾区男女平等センター 多目的ホール

国土交通省関東運輸局
東京運輸支局
首席運輸企画専門官
清家 裕之

東京都交通局自動車部
計画課長
若田 瑞穂
日本大学理工学部
交通システム工学科教授
轟 朝幸

随 行 者	葛飾区自治町会連合会 副会長 堀越 克夫		副会長	会長		京成バス株式会社 営業部長 三浦 裕樹	事 務 局
	葛飾区高齢者クラブ連合会 会長 細谷 五郎					京成タウンバス株式会社 常務取締役 福本 健二	
	NPO法人 葛飾アクティブ.COM理事 太田 敬					東武バスセントラル株式会社 運輸統括部副部長 深津 光市	
	葛飾区肢体不自由児者 父母の会 会長 住谷 道子					日立自動車交通株式会社 営業企画部長 關田 和弘	
	国土交通省関東地方整備局 東京国道事務所交通対策課 建設専門官 池田 勝彦					マイスカイ交通株式会社 管理部長 山中 孝二	
	東京都建設局第五建設事務所 管理課長 島川 光司					実用興業株式会社 代表取締役 坂本 篤史	
	警視庁交通部交通規制課 管理官(調査担当) 藤平 忠晴					一般社団法人東京バス協会 乗合業務部長 米澤 暁裕	
	警視庁葛飾警察署 交通課長 石川 大造					一般社団法人 東京ハイヤー・タクシー協会 業務部長 小池 毅	
	警視庁亀有警察署 交通課長 藤原 陽平					東京都交通運輸産業労働組合 協議会バス部会事務長 佐藤 尚宣	
	葛飾区都市整備部 道路管理課長 倉地 儀雄					東京都交通運輸産業労働組合 協議会ハイタク部会事務長 久我 恒夫	
	吉本 浩章 政策経営部長 葛飾区	長谷川 豊 地域振興部長 葛飾区	新井 洋之 福祉部長 葛飾区	吉田 眞 都市整備部長 葛飾区	杉本 一富 担当部長 葛飾区 交通・都市施設 担当部長	葛飾区 街づくり担当部長 泉山 省吾	
	傍			聴		席	

入
口